

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回白岡市国民健康保険運営協議会	
開催日	令和7年8月5日(火)	
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後3時15分 閉会	
開催場所	白岡市中央公民館 研修室	
議長の氏名	佐々木 操	
出席者の氏名・ 出席者数	【委員】 (1号) 安田 秀隆、齋藤 信一、稲葉 鉦二 (2号) 本澤 一路、吉武 広幸 (3号) 佐々木 操、松本 利明、田村 佳史、矢島 静江 (4号) 野地 将司、鈴木 道広 11名 【市長】 藤井 栄一郎	
欠席者の氏名・ 欠席者数	(1号) 池澤 照江 (2号) 北村 秀和、牧野 博司 (3号) (4号) 脇之藺 明子 4名	
出席職員の氏名 (事務局)	健康福祉部 部長 保険年金課 課長 保険年金課 課長補佐 保険年金課国民健康保険担当主幹 保険年金課国民健康保険担当主査 保険年金課国民健康保険担当主任保健師 税務課徴収管理担当主幹	神田 光雄 鈴木 徳明 佐々木 誠 関根 香枝 小川 一也 蛭間 千春 森島 直希
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 (1) 諮問事項 ア 令和6年度白岡市国民健康保険特別会計決算(案)について イ 令和8年度白岡市国民健康保険税の税率(案)について ウ 令和7年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について (2) その他(報告事項) ア 条例改正について	

	イ データヘルス計画に基づく保健事業の状況について 4 閉 会
会議資料	○令和 6 年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について 資料 1 ○令和 8 年度白岡市国民健康保険税の税率（案）について 資料 2 ○令和 7 年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）について 資料 3 ○条例改正について 資料 4 ○データヘルス計画に基づく保健事業の状況について 資料 5
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会（課長）	【会議開会前】 第 3 号委員である宮野委員の退任に伴い、後任に田村委員が決定した旨の報告。 （市長から田村委員に委嘱書の交付） （田村委員からあいさつ）
司会（課長）	【会議開会】 ただいまより、令和 7 年度第 1 回白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。 開会に当たりまして、藤井市長から御挨拶を申し上げます。
藤井市長	（藤井市長、あいさつ）
司会（課長）	続きまして、佐々木会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
佐々木会長	（佐々木会長、あいさつ）
司会（課長）	本日の諮問事項でございます「令和 6 年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）」、「令和 8 年度白岡市国民健康保険税の税率（案）」、及び「令和 7 年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）」について、藤井市長から佐々木会長へ諮問書をお渡しいただきたいと存じます。

	(藤井市長から佐々木会長へ諮問書の渡し)
司会（課長）	皆様のお手元に諮問書の写しを配布しておりますので、御確認をお願いいたします。 また、藤井市長におかれましては、この後 公務がございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席とさせていただきます。 (藤井市長、退席)
司会（課長）	続きまして、令和7年4月1日付の人事異動に伴い、事務局職員の変更がございましたので、職員の紹介をさせていただきます。 (職員の紹介)
司会（課長）	次に、資料の確認をさせていただきます。 本日の会議資料は郵送で送らせていただきました。資料の一覧表、会議次第、資料1から資料5までとなります。 また、本日配布させていただきました資料として委員名簿、諮問書の写しをお手元に置きましたので御確認をお願いします。
司会（課長）	続きまして、マイクの使用についての注意事項を申し上げます。 (マイクの使用についての注意説明)
司会（課長）	本日の会議でございますが、現在の出席委員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告させていただきます。
司会（課長）	それでは、次第の3、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により、会長がその議長となる、とされておりますので、佐々木会長に議長の職をお願いしたいと存じます。 よろしくをお願いいたします。

議長（会長）	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。 それでは初めに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。 また、本日の会議につきましては、着座のまま説明、質疑をお願いするとともに、質疑につきましては極力簡潔に、できる限り短時間の会議となりますよう、御協力をよろしくお願いいたします。 それでは、次第に従いまして進行いたします。
議長（会長）	【諮問事項ア】 令和6年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について初めに、諮問事項でございます。1つ目といたしまして「令和6年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）」についての件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（資料1に沿って説明）
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	資料8ページの（2）で、実施率は記載しているが、対象者を下げるとというのが制度の目的であると思われる。よって特定健診を受診した人の中で保健指導の対象となった率も記載したほうがよいのではないか。 また、対象率の推移はどのようになっているか。
事務局	対象者の率については、今後記載するように検討する。 また、対象率は令和2年度が9.0％、令和3年度が11.4％、令和4年度が12.3％、令和5年度が10.9％、令和6年度が15.2％で推移している。
委員	資料の5ページについて、1点目、不納欠損の中で令和6年度の現年分の内容はどのようなものか。2点目、執行停止をする際に財産調査を実施しているのか。3点目、納付方法として自主納付、口座振替、年金からの天引きがあると思われるが、白岡市の割合はどうなっているか。

事務局	1点目について、対象者は2名であり、2名とも即時による欠損処理を実施した。即時欠損の理由としては、1名が精神疾患による重度の病気、もう1名が相続人不存在によるものである。
	2点目について、不納欠損の中には執行停止後3年が経過したもの、5年間の時効を迎えたものの2種類に分類される。令和6年度の例で見ると、不納欠損額5,189,004円の内、執行停止後3年を経過したものが2,497,904円、時効を迎えたものが2,691,100円となる。 なお、2,691,100円の内、執行停止後、3年を経過する前に時効を迎えてしまったものが含まれており、その額は449,900円である。 3点目について、納付方法としては、直接納付する普通徴収、年金から天引きされる特別徴収があり、普通徴収の中には口座振替やコンビニエンスストア等の納付がある。割合としては、ほぼ半数が口座振替による納付であり、埼玉県でも口座振替を推奨しているが、最近ではQR決済による納付方法もあり、口座振替は減少傾向にある。 また、特別徴収については年金受給者で、原則として年金からの天引きとなる。ただし、年金受給者が年額18万円未満の方、また国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金の2分の1を超える場合には個別に納付、いわゆる普通徴収による納付方法となる。
委員	還付未済額について、令和6年度の額は過去と比較し大きい原因は何か。
事務局	国民健康保険税は月割りで計算し課税を行っている。例えば国民健康保険税の納付後に社会保険に加入した場合は遡及して計算をし、多く納付した分について還付通知を出している。しかし、還付通知を出しても請求をしてこない方も多いため、還付未済として残る状況となっている。
委員	年度を過ぎてしまうと請求できないということか。
事務局	時効は5年間なのでその間は請求することができる。そのため、当該年度で還付できない方々については、過去数年の平均値から予算計上をし、還付をしている。なお、3つ目の

	諮問事項でも説明させていただくが、今年度の過年度還付金の予算は650万円を計上しているが、今後、大きい額の還付が予定されており不足が生じるため、補正予算を計上させていただく予定である。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 （質疑なしという声あり）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終了いたします。 これより「令和6年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）」についての件を採決いたします。 本案については原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。 （異議なしという声あり）
議長（会長）	御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり答申することに決定いたしました。 なお、答申書につきましては、後日事務局で作成し、市長に答申させていただきますのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	【諮問事項イ】 令和8年度白岡市国民健康保険税の税率（案）について次に、2つ目の諮問事項でございます、「令和8年度白岡市国民健康保険税の税率（案）」についての件を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（資料2に沿って説明。令和8年度の税率に係る事務局案を提示。）
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	資料21ページで、上の段、総額令和6年度の実際の税込872,412,454円は、資料1の5ページ、令和6年度の収入額912,574,497円とイコールになるので

	はないのか。
事務局	数字の誤りである。正しくは912,574,497円であるので資料2の21ページは修正させていただく。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 (質疑なしという声あり)
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終了いたします。 これより「令和8年度白岡市国民健康保険税の税率（案）」についての件を採決いたします。 本案については原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。 (異議なしという声あり)
議長（会長）	御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり答申することに決定いたしました。 【諮問事項ウ】 令和7年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について
議長（会長）	次に、3つ目の諮問事項でございます、令和7年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についての件を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(資料3に沿って説明)
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	資料2ページ、2款の国庫支出金に記載されている、こども子育て支援事業は、今後どのように進めていくのか。
事務局	まだ、国からこの制度に伴う条例案は示されていないが、システム整備の費用はここに示されているとおりである。た

	だし、システム整備は2か年にわたって実施する予定で、合計1000万円程度になる見込みであるが、今回は約半分の金額を記載している。
委員	まだ国から具体案等が示されていない中で、事前に動いてしまってよいのか。
事務局	国からは、具体的な率などのパラメーター部分は示されていないが、こうした形でのシステム修正を行うよう示されており、骨格の部分はできていると思われる。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。 （質疑なしという声あり）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終了いたします。 これより令和7年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についての件を採決いたします。 本案については原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。 （異議なしという声あり）
議長（会長）	御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり答申することに決定いたしました。
議長（会長）	議事を終了いたします。
議長（会長）	【報告事項】 次に、「（2）その他」の議題に入らせていただきます。 次第のア、イの2点について事務局から一括して説明を求めます。
事務局	（ア、イについて一括して説明）
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員	資料５の２ページから３ページにかけて、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率の算出方法はどのようなものか。
事務局	特定健康診査等の実施年度中に４０歳以上７５歳以下に達する４月１日時点での加入者から、年度途中の資格喪失者や、妊産婦、施設入居者などといった特定健康診査・保健指導を除いたものである。
委員	白岡市国民健康保険第３期データヘルス計画・第４期特定健康診査等実施計画の４４ページの特定健康診査事業の中で「令和６年度から標準的な健診・保健指導プログラムの改正があるため、それに沿って実施方法を変更して実施します」とあるが、改正点はどのようなものか。
事務局	厚生労働省発行の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に記載してあるが、健診の改正点としては健診項目の追加などがあり、保健指導プログラムの改正点としては評価体系の見直しなどがある。
議長（会長）	他に、質疑はありませんか。
	（質疑なしという声あり）
議長（会長）	特にないようですので、以上で本日の議事は終了とさせていただきます。 委員の皆様の御協力によりまして、議事を無事終了することができました。 御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。
司会（課長）	佐々木会長には、円滑な議事進行、誠にありがとうございました。 また、委員の皆様には、慎重な御審議、誠にありがとうございました。 ここで、２点、事務連絡をさせていただきます。 １点目は、本日の報酬でございますが、今月中に指定の口座へ振込みをさせていただきます。

2点目は、次回の国民健康保険運営協議会の開催でございますが、令和7年11月から令和8年の年明け頃の開催を予定しております。

日程が決まり次第、速やかに御案内いたしますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年度第1回白岡市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 12 日

(議長(委員長・会長)その他これに準ずる者の署名)

会 長

佐々木 操